

2009 年 10 月 15 日

会員各位

日本内視鏡外科学会「技術認定制度委員会」
委員長 木村 泰三

「日本内視鏡外科学会技術認定制度」に関する 訂正及び追記のお知らせ

Vol.14 No.4 に掲載されました技術認定制度申請につきまして、訂正箇所と追記がございますので、以下の通りお知らせ申し上げます。

1. 消化器・一般外科領域の技術認定制度更新の要件について以下の通り規定されておりますが、本年は初回の更新となりますので、「過去 5 年間の本学会総会」には、第 17 回総会及び 2009 年 12 月に開催されます第 22 回総会を含みます。第 22 回総会については、後日総会参加証（写）を送付して下さい。

〈更新に必要な条件〉

過去 5 年間に本学会総会に 2 回以上参加していること。

2. 産科婦人科領域、泌尿器科領域で更新をされる方の更新申請は順次受付けておりますが、本学会理事会承認後の更新認定となります。日本産科婦人科内視鏡学会または(社)日本泌尿器科学会／日本 Endourology・ESWL 学会が実施している更新認定証のコピーに、本学会更新申請書、本学会技術認定証のコピー、更新申請料 5,000 円の振込受領書のコピーを添えて提出して下さい。

3. 泌尿器科領域で更新をされる方は、(社)日本泌尿器科学会／日本 Endourology・ESWL 学会による「泌尿器腹腔鏡技術認定」の最初の更新が 2010 年 1 月に行われますので、「泌尿器腹腔鏡技術認定」の更新認定の後に申請下さい。

4. 小児外科領域「書式 9 同意書」に若干の訂正がございますので、申請の際にはホームページに掲載のものを必ずご利用下さい。

また、審査基準が改定されておりますので、申請される方はホームページに掲載されている審査基準をご参照下さい。

以上